

## 岡山県へき地巡回検診実施要綱

### 1 目的

この事業は、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づき、医療に恵まれないへき地住民に対して、検診機能を有する巡回検診車による巡回検診並びに保健活動を行い、へき地住民の医療を確保することを目的とする。

### 2 検診実施機関

巡回検診の実施機関は、知事が指定したへき地医療拠点病院（以下「検診実施機関」という。）とする。

### 3 実施対象地区

巡回検診の実施対象地区は、無医地区、無医地区に準じる地区及び県が特に必要と認めた地区（以下「無医地区等」という。）とする。

### 4 検診科目及び検診内容

検診科目は、内科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、皮膚科等とし、その内容は、検診、検査、指導とする。

### 5 検診料金

検診実施機関は、原則として、別表のとおり検診科目別に定める検診手数料徴収基準額に相当する額を検診手数料として受診者から徴収するものとする。

ただし、次に掲げる者については徴収しないものとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条の規定により医療を受けることができる者
- (2) 生活保護法による被保護世帯に属する者
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する者（当該年度分市町村民税）

### 6 経費の負担

この事業に要する経費については、検診実施機関において負担し、県は、別に定める「岡山県へき地医療拠点病院運営事業補助金交付要綱」により補助する。

### 附 則

この要綱は、昭和51年10月21日から施行する。

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別表)

検診手数料徴収基準額

検診科目	検診手数料徴収基準額
内 科	500円
耳鼻咽喉科	300円
眼 科	400円
整形外科	160円
皮 膚 科	160円